

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月2日

【会社名】 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ  
(Nomura Europe Finance N.V.)

【代表者の役職氏名】 社長兼業務執行取締役  
(President & Managing Director)  
室 町 博 之  
(Hiroyuki Muromachi)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 アムステルダム市1096HA  
アムステルプライン1 レンブランド・タワー19階  
(Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam,  
The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安 藤 紘 人  
弁護士 根 本 伸 毅

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1107  
03-6775-1260

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集金額】 申込期間 (2019年7月5日から2020年8月4日まで)  
各本受益権 (以下に定義する。) ごとに、500億円を上限とする。  
\* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

2019年9月5日付でNEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETNに係る信託個別契約が変更され、これに伴い、2019年9月6日の東京証券取引所における取引開始時間までに上記ETNに係る外国指標連動証券が変更されるため、2019年6月14日付で提出した有価証券届出書(訂正を含む。)の記載事項のうち、関連する事項等を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

**2【訂正事項】**

## 第一部 証券情報

## 第1 募集要項

## 1 預託証券及び有価証券信託受益証券の募集

**3【訂正箇所】**

(注) 訂正箇所は、\_\_\_\_ 罫で示しております(なお、上記有価証券届出書において付されていた下線は、訂正箇所を明示するため、以下においては表示してありません。)

**第一部【証券情報】****第1【募集要項】****1【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】**

<訂正前>

銘柄

(中略)

5	NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETN	日経平均VI先物指数連動債
---	---------------------------	---------------

(中略)

発行価格

各本受益権について、1口当たり、申込受付日(以下に定義する。)現在の本外国指標連動証券1券面の額面金額(1万円。ただし、日経平均VI先物指数連動債の場合は10万円、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合は1,000円)当たりの償還価額(下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c) 用語の定義」に定義する。)を受益権付与率(以下に定義する。)で除することにより算出される価額(小数点以下は切り上げる。)(以下「発行価格」という。)とする。なお、申込手数料が別途必要となる。

(中略)

申込単位は、各本受益権について20,000口以上1口単位(ただし、日経平均VI先物指数連動債に係る本受益権については2,000口以上1口単位)とする。

(中略)

## 権利の内容

(中略)

## 委託者に対する買取請求権

受益者は、本受益権が上場している間、自己の有する本受益権の全部または一部に関して、委託者に対して、買取を請求することができる。ただし、本受益権の買取の請求は、1回の請求につき、同一銘柄につき20,000口(ただし、日経平均VI先物指数連動債に係る本受益権については2,000口)(受益権付与率が変更された場合その他必要と認める場合には、委託者は東京証券取引所にあらかじめ開示した上で、当該口数を変更することがある。)以上1口単位とする。

(中略)

## 信託終了時の残余財産の給付

(中略)

- (1) 本外国指標連動証券が全てまたは一部償還されたとき(繰上償還を含むが、下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」(ただし、日経平均VI先物指数連動債および日経・TOCOM指数連動債の場合は、下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (f) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」)に従った投資家の請求に基づく本外国指標連動証券の期限前償還を除く。)

(中略)

<NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETN、NEXT NOTES 日経・TOCOM 金 ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES 日経・TOCOM 金 ベア ETN、NEXT NOTES 日経・TOCOM 原油 ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES 日経・TOCOM 原油 ベア ETNに関する情報>

## 本外国指標連動証券の概要

(中略)

## 2 償還および買入

## (a) 満期償還

日経平均VI先物指数連動債の場合：

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2033年2月7日(以下「満期償還日」という。)に、額面金額10万円につき、以下の算式に従って算出される金額(0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。)により償還される。

$$100,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{1L_0}$$

(中略)

## (c) 用語の定義

(中略)

「管理費用」とは、  
日経平均VI先物指数連動債の場合：  
0.95% (=0.0095) をいう。

(中略)

「関連取引所」とは、  
日経平均VI先物指数連動債の場合：  
計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数または原資産に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。

(中略)

(中略)

「原資産」とは、  
日経平均VI先物指数連動債の場合：  
日経平均ボラティリティー・インデックス先物をいう。

(中略)

「最終評価日」とは、  
日経平均VI先物指数連動債の場合：  
満期償還日の10予定取引所営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の決定にあたり、かかる日が障害日の場合、日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(中略)

(中略)

「市場混乱事由」とは、  
日経平均VI先物指数連動債の場合：  
取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

(中略)

(中略)

「早期償還決定期間」

(中略)

とは、

日経平均VI先物指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経平均VI先物指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経平均VI先物指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる(ただし、決定する必要はない。 )。

(中略)

(中略)

「当初評価日」とは、

(中略)

日経平均VI先物指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経平均VI先物指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経平均VI先物指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(中略)

(中略)

「取引日」とは、

2013年4月2日(ただし、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合は2016年3月4日)をいう。

(中略)

「ヘッジ取引」とは、

日経平均VI先物指数連動債の場合：

NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う( )有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、( )株式貸借取引または( )その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

(中略)

「ヘッジ・ポジション」

とは、

日経平均VI先物指数連動債の場合：

NEFおよび/またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う( )有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、( )株式貸借取引または( )その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

(中略)

(中略)

「本指数」とは、日経平均VI先物指数連動債の場合：  
日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数 (Nikkei 225 VI Futures Index) をいう。

(中略)

「本取引所」とは、日経平均VI先物指数連動債の場合：  
株式会社大阪証券取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。

(中略)

(中略)

「 $IL_t$ 」または「償還価額」とは、(中略)

日経平均VI先物指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NKYVF[t])}{(NKYVF[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

(中略)

(中略)

#### (d) 本指数の調整

(中略)

#### < 免責事項 >

日経平均VI先物指数連動債の場合：

1. 本指数は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、本指数自体および本指数を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。

(中略)

#### (e) NEFの選択による償還

日経平均VI先物指数連動債に関して、NEFは、下記「9 通知」に従い、NEFの選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上120日以内の事前の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行い、かつ、かかる通知の15日以上前の（取消不能の）通知を代理人に対して行うことにより、NEFの選択による償還日において、本外国指標連動証券の全部（一部は不可）をNEFの選択による償還額（以下に定義する。）により償還することができる。ただし、かかる償還は、当初評価日の翌日（かかる日を以下「観測開始日」という。）以降（当日を含む。）のいずれかの日において、計算代理人により、本外国指標連動証券の償還評価額（以下に定義する。）が、( )額面金額とトリガー倍数（以下に定義する。）の積以上であると決定された場合または( )額面金額をトリガー倍数で除した金額以下であると決定された場合に限り、償還することができる。

(中略)

$$100,000円 \times \frac{IL_t}{IL_0}$$

( 中略 )

## (f) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、日経平均VI先物指数連動債の場合、額面金額2億円以上10万円単位、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2を除く日経・TOCOM指数連動債の場合、額面金額2億円以上1万円単位、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合、額面金額2,000万円以上1,000円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

( 中略 )

## (g) 税制変更による繰上償還

( 中略 )

( ) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証 (b) 本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次回の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、

( 中略 )

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われぬものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、（日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合には、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、）NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

( 中略 )

## 3 支払

## (a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、( )支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに( )1986年合衆国内国歳入法(以下「内国歳入法」という。)第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

(中略)

#### (b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日(以下に定義する。)以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務(外国為替取引および外貨預金取引を含む。)を営んでいる日をいう。

(中略)

#### 4 本外国指標連動証券の地位および保証

(中略)

#### (b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2011年7月29日付保証状(ただし、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合は2014年8月1日付保証状)(以下「保証状」という。)により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ(下記「5 担保提供制限」に従い)無担保の債務であり、また、(下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き)保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(中略)

#### 8 課税上の取扱い

(中略)

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ(NEFの場合)もしくは日本(保証会社の場合)またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは(場合により)保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように



必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

( 中略 )

- ( ) 貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。
- ( ) 欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

( 中略 )

- ( ) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2を除く本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は、あらゆる場合において、内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服する。源泉徴収または控除された金額は、本外国指標連動証券に関するあらゆる目的において支払われたものとみなされ、かかる源泉徴収または控除に関して追加額は支払われない。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

( 中略 )

## 12 その他

( 中略 )

### (3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・イー・ロンドン(以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。)、代理契約に記載のその他の支払代理人(代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。)、代理契約に記載の計算代理人(以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。)ならびに代理契約に記載の受渡代理人(以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。)の間の2012年7月27日付の変更および改訂済代理契約(ただし、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合は2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約)(以下「代理契約」といい、随時修正、補完および/または改訂を含む。)に従い、その利益を享受して発行される。

### (4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は、日経平均VI先物指数連動債の場合、10万円、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2を除く日経・TOCOM指数連動債の場合、1万円、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合、1,000円である。

(中略)

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

(中略)

( )欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ( )支払不能の場合、または( )支払代理人がかかるとする条項の公的な解釈(もしくは(日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合には)かかる条項に関する政府間の提案を施行する法律)に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合(もしくは(日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合には)「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されるようにならないかもしくは同日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されなくなる場合)(上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈(もしくは(日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合には)かかる条項に関する政府間の提案を施行する法律)に従い定義される。)には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに)効力を生じるものとする。

(中略)

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

(中略)

**本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却**

発行会社は、日経平均VI先物指数連動債の償還価額が、(1)日経平均VI先物指数連動債1枚当たりの計算金額とトリガー倍数との積に相当しもしくはこれを上回る金額、または(2)日経平均VI先物指数連動債1枚当たりの計算金額をトリガー倍数で除した数値に相当しもしくはこれを下回る金額のいずれかであると計算代理人により決定された場合には、NEFの選択による償還額の支払をすることにより日経平均VI先物指数連動債を満期前に償還することを選択することができる。

(中略)

**NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETNに関する注意点**

(中略)

**日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、本指数を構成する先物の限月間に価格差があるため、本外国指標連動証券の満期時または償還時に支払われる金額が減少する可能性がある**

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、日経平均ボラティリティー・インデックス先物の第1限月の先物を売却し、第2限月の先物を買付け取引を日次で行っている。第1限月より第2限月の先物価格の方が高いケースでは、第1限月から第2限月への乗換え投資の結果として損失が発生する可能性がある。逆に第2限月より第1限月の先物価格の方が高いケースでは、第1限月から第2限月への乗換え投資の結果として収益が発生する可能性がある。本指数を構成する第1限月と第2限月の過去の先物価格の推移を比較すると、しばしば第1限月よりも第2限月の先物価格が高い状態を示しており、先物の乗換え投資の結果として、多額の損失発生が見受けられることが多い。第1限月よりも第2限月の先物価格が高い状態が見られることは、本外国指標連動証券および/または本受益権の連動先である本指数の数値にマイナスの影響を及ぼし、本外国指標連動証券の満期時または償還時に支払われる金額を減少させる可能性がある。

(後略)

<訂正後>

銘柄

(中略)

5	NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETN	日経平均VI先物指数連動債 <sub>2</sub>
---	---------------------------	----------------------------

(中略)

発行価格

各本受益権について、1口当たり、申込受付日(以下に定義する。)現在の本外国指標連動証券1券面の額面金額(1万円。ただし、日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>および日経・東商取原油レバレッジ指数連動債<sub>2</sub>の場合は1,000円)当たりの償還価額(下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c)用語の定義」に定義する。)を受益権付与率(以下に定義する。)で除することにより算出される価額(小数点以下は切り上げる。)(以下「発行価格」という。)とする。なお、申込手数料が別途必要となる。

(中略)

申込単位は、各本受益権について20,000口以上1口単位(ただし、日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>に係る本受益権については2,000口以上1口単位)とする。

(中略)

権利の内容

(中略)

委託者に対する買取請求権

受益者は、本受益権が上場している間、自己の有する本受益権の全部または一部に関して、委託者に対して、買取を請求することができる。ただし、本受益権の買取の請求は、1回の請求につき、同一銘柄に

つき20,000口 (ただし、日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>に係る本受益権については2,000口) (受益権付与率  
が変更された場合その他必要と認める場合には、委託者は東京証券取引所にあらかじめ開示した上で、当  
該口数を変更することがある。)以上1口単位とする。

(中略)

信託終了時の残余財産の給付

(中略)

- (1) 本外国指標連動証券が全てまたは一部償還されたとき (繰上償還を含むが、下記「本外国指標連動  
証券の概要 2 償還および買入 (e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」(ただ  
し、日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>および日経・TOCOM指数連動債の場合は、下記「本外国指標連動証  
券の概要 2 償還および買入 (f) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」)に従った  
投資家の請求に基づく本外国指標連動証券の期限前償還を除く。)

(中略)

<NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETN、NEXT NOTES 日経・TOCOM 金 ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES 日  
経・TOCOM 金 ベア ETN、NEXT NOTES 日経・TOCOM 原油 ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES 日経・  
TOCOM 原油 ベア ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

(中略)

## 2 償還および買入

### (a) 満期償還

日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFによ  
り、2033年2月7日(以下「満期償還日」という。)に、額面金額1,000円につき、以下の算式に従っ  
て算出される金額(0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。)により償還される。

$$1,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{1L_0} \times 100$$

(中略)

### (c) 用語の定義

(中略)

「管理費用」とは、日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：  
0.95% (=0.0095)をいう。

(中略)

「関連取引所」とは、日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：  
計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数または原資産に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。

(中略)

(中略)

「原資産」とは、日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：  
日経平均ボラティリティー・インデックス先物をいう。

(中略)

「最終評価日」とは、日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：  
満期償還日の10予定取引所営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の決定にあたり、かかる日が障害日の場合、日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(中略)

(中略)

「市場混乱事由」とは、日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：  
取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

(中略)

(中略)

「早期償還決定期間」とは、(中略)

日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：  
償還価額を算出するために使用される日経平均VI先物指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経平均VI先物指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる(ただし、決定する必要はない。 )。

(中略)

(中略)

「当初評価日」とは、

(中略)

日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：

償還価額を算出するために使用される日経平均VI先物指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経平均VI先物指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(中略)

(中略)

「取引日」とは、

2013年4月2日(ただし、日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合は2019年8月16日、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債<sub>2</sub>の場合は2016年3月4日)をいう。

(中略)

「ヘッジ取引」とは、

日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：

NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う( )有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、( )株式貸借取引または( )その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

(中略)

「ヘッジ・ポジション」とは、

日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：

NEFおよび/またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う( )有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、( )株式貸借取引または( )その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

(中略)

(中略)

「本指数」とは、

日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数(Nikkei 225 VI Futures Index)をいう。

(中略)

「本取引所」とは、

日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：

株式会社大阪取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。

(中略)

(中略)

「 $IL_t$ 」または「償還価額」とは、

(中略)

日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NKYVF[t])}{(NKYVF[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

(中略)

(中略)

(d) 本指数の調整

(中略)

&lt; 免責事項 &gt;

日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合：

1. 本指数は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、本指数自体および本指数を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。

(中略)

(e) NEFの選択による償還

日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>に関して、NEFは、下記「9 通知」に従い、NEFの選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上120日以内の事前の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行い、かつ、かかる通知の15日以上前の（取消不能の）通知を代理人に対して行うことにより、NEFの選択による償還日において、本外国指標連動証券の全部（一部は不可）をNEFの選択による償還額（以下に定義する。）により償還することができる。ただし、かかる償還は、当初評価日の翌日（かかる日を以下「観測開始日」という。）以降（当日を含む。）のいずれかの日において、計算代理人により、本外国指標連動証券の償還評価額（以下に定義する。）が、（ ）額面金額とトリガー倍数（以下に定義する。）の積以上であると決定された場合または（ ）額面金額をトリガー倍数で除した金額以下であると決定された場合に限り、償還することができる。

(中略)

$$1,000円 \times \frac{IL_t}{IL_0} \times 100$$

(中略)

(f) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、日経平均VI先物指数連動債<sub>2</sub>の場合、額面金額200万円以上1,000円単位、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債<sub>2</sub>

を除く日経・TOCOM指数連動債の場合、額面金額2億円以上1万円単位、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合、額面金額2,000万円以上1,000円単位の本外国指標連動証券に関するもの限り、行うことができる。

(中略)

(g) 税制変更による繰上償還

(中略)

( ) NEF (または保証状 (下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証 (b) 本外国指標連動証券の保証」に定義する。)) に基づく支払が要求された場合には保証会社) が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは (場合により) 日本もしくはその行政区画もしくは課税当局 (日経平均VI先物指数連動債2の場合には、当該課税管轄 (下記「8 課税上の取扱い」に定義する。)) の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次回の支払期日において、(日経平均VI先物指数連動債2の場合には、本外国指標連動証券に基づく次回の支払期日において、本外国指標連動証券に基づく支払から徴収または控除されることが要求される金額に関し、) 下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、または (日経・TOCOM指数連動債の場合には) それぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは (場合により) 日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、

(中略)

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券 (または場合により保証状) について支払期限が到来した場合、NEF (または保証会社) のかかる追加額の支払義務または (日経・TOCOM指数連動債の場合には) 上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われないものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、(日経平均VI先物指数連動債2および日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合には、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、) NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名 (または保証会社の代表執行役) の署名ある証明書、およびNEF (または保証会社) が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または (日経・TOCOM指数連動債の場合には) 上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

(中略)

### 3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、( ) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに ( ) 1986年合衆国内国歳入法 (以下「内国歳入法」という。 ) 第871(m) 条に従い要求される源泉徴収もしくは控除 (以下、日経平均VI先物指数連動債2の場合には、「第871(m) 条源泉徴収」という。 ) もしくは内国歳入法第1471(b) 条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源



泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。さらに、日経平均VI先物指数連動債2の場合には、NEFは、本外国指標連動証券について支払われる金額に関して課される第871(m)条源泉徴収の金額を決定する際に、いかなる「配当同等物」(内国歳入法第871(m)条において定義される。)も、適用ある法令に基づいて可能となるかかる源泉徴収からの免除または源泉徴収の減額にかかわらず、かかる支払に適用されうる最も高い税率にて、源泉徴収することができるものとする。

(中略)

#### (b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日(以下に定義する。)以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務(外国為替取引および外貨預金取引を含む。)を営んでいる日(日経平均VI先物指数連動債2の場合には、土曜日および日曜日を除く。)をいう。

(中略)

#### 4 本外国指標連動証券の地位および保証

(中略)

#### (b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2011年7月29日付保証状(ただし、日経平均VI先物指数連動債2の場合には2019年7月19日付保証状、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合には2014年8月1日付保証状)(以下「保証状」という。)により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ(下記「5 担保提供制限」に従い)無担保の債務であり、また、(下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き)保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(中略)

#### 8 課税上の取扱い

(中略)

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ(NEFの場合)もしくは日本(保証会社の場合)またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局(日経平均VI先物指数連動債2の場合には、課税管轄)によりまたはそれら(日経平均VI先物指数連動債2の場合には、課税管轄)に代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは(場合により)保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しく

なるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

( 中略 )

- ( ) 日経・TOCOM指数連動債の場合には、貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。
- ( ) 日経・TOCOM指数連動債の場合には、欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

( 中略 )

- ( ) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (vi) 日経平均VI先物指数連動債 2 の場合には、(x)内国歳入法第1471(b)条に記載の契約により、もしくは内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈に従い、または(y)内国歳入法第871(m)条に従い、かかる源泉徴収または控除が要求される場合。

日経平均VI先物指数連動債 2 および日経・東商取原油レバレッジ指数連動債 2 を除く本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は、あらゆる場合において、内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服する。源泉徴収または控除された金額は、本外国指標連動証券に関するあらゆる目的において支払われたものとみなされ、かかる源泉徴収または控除に関して追加額は支払われない。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味し、「課税管轄」とは、NEFまたは(場合により)保証会社による本外国指標連動証券に係る元本の払込が一般に服する、オランダもしくはその行政区画もしくは課税当局 (NEFによる支払の場合) または日本もしくはその行政区画もしくは課税当局 (保証会社による支払の場合) またはいずれの場合もそれらのその他の管轄もしくはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局を意味する。

( 中略 )

## 12 その他

( 中略 )

### (3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF (ただし、日経平均VI先物指数連動債 2 の場合はNEFおよび野村グローバル・ファイナンス株式会社)、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村証券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン (以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。)、代理契約に記載のその他の支払代理人 (代理人とあわせて以

下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。) 、代理契約に記載の計算代理人(以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。) ならびに代理契約に記載の受渡代理人(以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。) の間の2012年7月27日付の変更および改訂済代理契約(ただし、日経平均VI先物指数連動債2の場合は2019年7月19日付の変更および改訂済代理契約、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合は2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約)(以下「代理契約」といい、随時修正、補完および/または改訂を含む。) に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は、日経平均VI先物指数連動債2および日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2の場合、1,000円、日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2を除く日経・TOCOM指数連動債の場合、1万円である。

(中略)

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

(中略)

( ) 日経・TOCOM指数連動債の場合には、欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ( ( ) 支払不能の場合、または( ) 支払代理人がかかると、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈(もしくは( 日経平均VI先物指数連動債2 および日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2 の場合には) がかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律) に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合(もしくは( 日経平均VI先物指数連動債2 および日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2 の場合には) 「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されるようにならないかもしくは同日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されなくなる場合) (上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈(もしくは( 日経平均VI先物指数連動債2 および日経・東商取原油レバレッジ指数連動債2 の場合には) がかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律) に従い定義される。) には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに) 効力を生じるものとする。

(中略)

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

(中略)

**本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却**

発行会社は、日経平均VI先物指数連動債2の償還価額が、(1)日経平均VI先物指数連動債2の1枚当たりの計算金額とトリガー倍数との積に相当しもしくはこれを上回る金額、または(2)日経平均VI先物指数連動債2の1枚当たりの計算金額をトリガー倍数で除した数値に相当しもしくはこれを下回る金額のいずれかであると計算代理人により決定された場合には、NEFの選択による償還額の支払をすることにより日経平均VI先物指数連動債2を満期前に償還することを選択することができる。

(中略)

#### NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETNに関する注意点

(中略)

**日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、本指数を構成する先物の限月間に価格差があるため、本外国指標連動証券の満期時または償還時に支払われる金額が減少する可能性がある**

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、日経平均ボラティリティー・インデックス先物の第1限月の先物を売却し、第2限月の先物を買付け取引を日次で行っている。第1限月より第2限月の先物価格の方が高いケースでは、第1限月から第2限月への乗換え投資の結果として損失が発生する可能性がある。逆に第2限月より第1限月の先物価格の方が高いケースでは、第1限月から第2限月への乗換え投資の結果として収益が発生する可能性がある。本指数を構成する第1限月と第2限月の過去の先物価格の推移を比較すると、しばしば第1限月よりも第2限月の先物価格が高い状態を示しており、先物の乗換え投資の結果として、多額の損失発生が見受けられることが多い。第1限月よりも第2限月の先物価格が高い状態が見られることは、本外国指標連動証券および/または本受益権の連動先である本指数の数値にマイナスの影響を及ぼし、本外国指標連動証券の満期時または償還時に支払われる金額を減少させる可能性がある。

したがって、NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

(後略)